

第 280 回 公開講座 「地域の古文書を読む ～鎌倉郡今泉村の溜池について～」

2021 年（令和 3 年）12 月 5 日（日） 13:30 ～ 15:35

玉縄学習センター分室・第 3 集会室（たまなわ交流センター 2 階）

参加者 40 名（会員 28 名、一般 12 名）

※ 講師 浮田 定則氏（玉縄歴史の会 会員）

※ 解説 平田 恵美氏（鎌倉市中央図書館近代史資料室 玉縄歴史の会古文書の会講師）

【～はじめに～】

■ 平田恵美氏のご挨拶

公開講座を開会し、最初に解説の平田恵美氏が次のように挨拶されました。

* 例年、12 月は古文書の会に発表の機会をいただき、感謝いたします。

今日は、古文書の会の会員では無いのですが、玉歴の会員である浮田さんが「散在ヶ池」(※1) に関する溜池について、古文書を読み解きながら進めた研究成果を講演してくれます。

浮田さんは日本中世史を中心に意欲的に研究活動をしております。今回の溜池に関しても、今泉村・岩瀬村・大船村に伝わる古文書を閲覧するため、私が勤務しております中央図書館近代史資料室に足しげく通って研究を深めました。

* 溜池は、主に農業用灌漑のため、大変重要な役割を果たしています。私の郷里である香川県には水田のための溜池が多く、弘法大師が造ったと謂われる「満濃池（まんのういけ）」(※2) もあります。田植えの時期の「ゆるぬき」（放水）(※3) は讃岐の夏の風物詩となっています。

鎌倉にはまだ溜池がたくさんありますが、今は住宅に変わるに整備されたものもあります。

津西の猫池と上屋町の町屋池は無くなりました。ご存知の笛田の「夫婦池」の水は、今の下の池を笛田・常盤・手広が用水として使っていましたが、江戸時代以来水争いが絶えず、明治になって大審院へ持ち込まれたこともありました。長いやりとりの末、明治 17 年になってもう一つ上の池が造られ、解決を見たようです。今は夫婦池公園として整備されています。

溜池に関する歴史的な問題については、特に関心を持っています。浮田さんの研究発表を興味深く聴きたいと思います」

■ 講師の自己紹介とご挨拶

平田氏に続き、講師の浮田定則氏が自己紹介を兼ねて次のように挨拶を行いました。

* 自身の経歴をグリーンボードに板書して説明しました。

- ・2001 年・・・社会人となる（入社）
- ・2011 年・・・史料講読講座に参加（古文書に興味を持つ）
- ・2013 年・・・鎌倉へ移住
- ・2015 年・・・鎌倉検定（1 級）、京都検定 2 級合格
- ・2016 年・・・タウンニュースへ「鎌倉のとおき」にコラムを寄稿開始
- ・2018 年・・・生涯学習インストラクター（古文書）1 級合格
- ・2019 年・・・地域の古文書を読む開始（現在は中断中）
- ・2020 年・・・『レキシノワ』創刊 (※4)。

■ 公開講座は、配付資料とプロジェクター映像資料を駆使し、「鎌倉市今泉には大船・岩瀬の溜池を前身とする「散在ヶ池森林公園」がある。なぜ隣村の灌漑用水池が今泉にあったのか？ 地域の古文書を読み解き、真相に迫る」を主題に掲げて講演をされました。

【 講演骨子 】

～ はじめに ～

1. 溜池をとりまく概要

- (1) 散在ガ池森林公園のある今泉の場所と特徴
- (2) 今泉地域の歴史
- (3) 『入会地』に作られた溜池
- (4) 溜池造成当時の時代背景

2. 溜池造成に関する史料

- (1) 溜池造成の経緯に関する史料（岩瀬村鈴木家文書）（写真版：近代史資料室所蔵）
- (2) 「溜井企願書写」（岩瀬村鈴木家文書）（写真版：近代史資料室所蔵）
- (3) 「溜井規定書」（岩瀬村鈴木家文書）（写真版：近代史資料室所蔵）
- (4) 三カ村連名とはいえ、今泉村の名が出てこない背景の確認
- (5) 今泉村側の史料「秣場（まぐさば）一件私記」（称名寺所蔵文書）（写真版：近代史資料室所蔵）
- (6) 「秣場一件私記」からわかる溜井造成までの経緯

・ 小結

3. 新たに見つかった溜池造成時の史料

- (1) 岩瀬村がなぜ溜井を必要としていたのか？ 本当の理由
- (2) 溜井造成に関する史料「溜井普請差副（さしそえ）帳」・「溜井小破人足差副（しょうはにんそくさしそえ）帳」

4. 溜池の運用とその記録

- (1) 「溜池分水日記」からみる溜池利用の様子
- (2) 「溜池分水日記」に記された明治 19 年度・20 年度・21 年度の比較
- (3) その他にも色々な情報が！！

～ 結び ～

【 本 論 】

1. 溜池をとりまく概要

- (1) 散在ガ池森林公園のある今泉の場所と特徴

（(注) 映像：「散在ガ池森林公園の位置を示す地図」を映し出す）

散在ガ池森林公園は、鎌倉市今泉と今泉台の間にあり、江戸時代は今泉の東方にあった。今泉と今泉台地域は鶴岡八幡宮の裏山の北方に位置する。鎌倉市の中でも自然が多く残っている地域で、横浜市との境には円海山保護地区が広がり、東京都の多摩丘陵から三浦半島へと延びる「緑の回廊」の一部を形成している。また今泉地域を貫くように流れる砂押川は、上流にある古刹、称名寺境内の男滝、女滝あたりを源泉とし今泉、・大船地域を流れ、大船

駅西口付近で一級河川の柏尾川と合流する。江戸末期から明治初期に造成された溜池（現在の散在ヶ池）の農業用水はこの砂押川を利用して配水された。まさに「川がつかないだ三か村」だといえる。

(2) 今泉地域の歴史

さて、散在ヶ池について述べる前に、池の造られた今泉地域の歴史を確認しておく。今泉は近代以前、鎌倉郡に属し、村の東方には、隣村の岩瀬村や大船村が共同で利用する『入会地』が広がっていた。『入会地』とは、本村ではない他の場所（つまり他村）に薪や水など自村に足りない資源を採取する目的で、公的に認められた共有地をいう。この『入会地』の権利は地域ごとに異なっていた。

今泉村の東方に設定された『入会地』は、人が多く住み、村内に山の少ない岩瀬村や大船村が、馬の飼葉となる馬草や、村民の燃料である薪を採る場所として設けられた（このため秣場(まぐさば)とも呼ばれる）。この『入会地』の設定に対して、今泉村は簡単には認めず、江戸時代初期に相論（※6）を起こしている。相論の史料は「岩瀬村御用留 御領主様用控」（玉縄歴史の会 古文書の会編）の寛文8年（1668）までさかのぼることができる。まさに「山がつなぐ三か村」だったといえる。

(3) 『入会地』に造られた溜池

（（注） 映像：「散在ガ池森林公園」写真と同公園内設置の「案内板」の写真を映し出す）

現在、散在ガ池森林公園を訪れると、馬の背の小径と呼ばれる山道の入口に、溜池について書かれた案内板（※6）が設けられている。案内板には「散在ガ池は明治二年、今泉村・岩瀬村・大船村の入会地に造られた溜池で、用水源の乏しい大船村、岩瀬村の水源確保目的とした」（※7）と記されている。

この説明から、溜池の水が実際にどのように利用されていたのか？を知りたいと思った。そこで散在ヶ池（以下、溜池ないし溜井と記す）の造成と利用状況を地域の古文書から確認していく。

（★ 講師は映像の案内板に触れ、「この案内板を読んで、記述されていることを古文書等で実証したいと思った」と研究動機を説明しました）。

(4) 溜池造成当時の時代背景

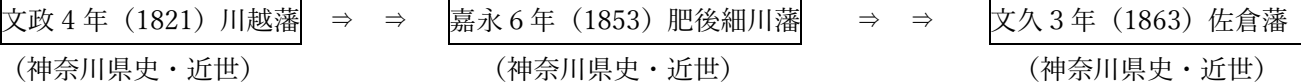
溜池造成の古文書を見ていく前に、まずは当時の時代背景を把握しておく。

江戸時代末期の当該地域は、鎌倉郡十三カ村（上野庭、下野庭、下倉田、飯島、峠（大船）、岩瀬、今泉、桂、公田、上野、中野、鍛冶ヶ谷、小菅ヶ谷）を一つの組合村（ひとまとまりの行政単位）としていた。この組合村は文政10年（1827）2月、村々を関東取締出役の直轄下に置くという目的で江戸幕府により定められた。（※関東取締出役は文化2年（1805）に設置）。

また、鎌倉郡十三カ村は小菅ヶ谷を寄場（組合村の中心となる場所）とし、大組合惣代の役は小菅ヶ谷村名主の梅澤与次右衛門が任された。そして近郊の鍛冶ヶ谷の名主小岩井家と岩瀬村の名主栗田家が小組合惣代を務めている。

江戸時代末期は異国船が日本近海に度々現れ、江戸幕府はいくつかの藩に江戸湾や相州沿岸を警備する異国船警護（固）の役を命じる。そして海防にかかる費用を給地として与えた。鎌倉郡十三カ村は、この給地として相州沿岸の異国船警護（固）の役についた藩に与えられたので、時期により給主（当時の史料では御預）が変わっていく。

（注） 鎌倉郡十三カ村の給主（御預）の主な変遷



（注） 肥後細川藩（熊本藩）の相州警衛任命年と鎌倉郡十三カ村の給主（御預）年についての記述の資料

（任命と実際に現地での実務開始は時間差がある）

- <1> 嘉永7年（1854）寅年7月・熊本の領主細川越中守殿御預所・・・「秣場一件私記」（明治6年）
- <2> 嘉永6年（1853）11月・熊本藩御預地・・・『神奈川県史・通史編3（近世2）』（昭和58年）、同・資料編10・近世(7)』（

昭和 53 年)

<3> 嘉永 6 年 (1853) 12 月・熊本藩預所・・・(横浜市)『戸塚区史』(平成 3 年 3 月)

つまり溜池造営の許可の申請は、梅澤与次右衛門を代表として鎌倉郡十三カ村を給地とする藩(横須賀の天津に陣屋を構えていた)に求める必要があった。

2. 溜池造成に関する史料

(1) 溜池造成の経緯に関する史料(岩瀬村鈴木家文書)(写真版:近代史資料室所蔵)

((注) 映像:古文書「溜井企願書写」を映し出す)

溜池造成に関する史料は、鎌倉市史編纂のため集められた文書に残っていた。この中で岩瀬村鈴木家文書が比較的わかりやすくまとまっていたので、同文書を取り上げる。岩瀬村鈴木家文書は、岩瀬村の年寄(村形三役)を務めた鈴木家に伝わった文書群で、江戸時代後期から明治時代初期までの岩瀬村に関する検地帳や割付帳、各種証文類が残っている。この中に溜池造成の際に許可を求めた「溜井企願書」と「溜井規定書」の写し(控え)があるので、まずこの二つの文書の内容を確認したい。

(2) 「溜井企願書写」(岩瀬村鈴木家文書)(写真版:近代史資料室所蔵)

「溜井企願書写」は、奥書の年号から江戸時代末期の元治元年(1864)に書かれたことがわかる。今泉村、岩瀬村、大船村の三カ村役人からなる連印と大組合惣代の梅澤与次右衛門の確認が一紙となって書かれ、願いは当時、相州警備の給地として与えられていた佐倉藩の陣屋がある三浦郡の天津へ届けられた。

本文を読むと三カ村は天水(雨水)に頼っているのが、日照りによる損害を受けやすかったと述べている。ここでは五年前の万延元年(1860)、すでに溜井を作りたいと願い、認められた事が記されている。万延元年(1860)に相州沿岸警備にあたり、鎌倉郡十三カ村を給地としていたのは肥後国の細川氏で、その時の検分の様子も続けて書いている。

三カ村の願いを受けた肥後国細川藩の役所は、早速、青木源次郎という代官を御出役として、現地の見分(検分)に遣わしている。青木源次郎は現地を見て、三カ村の入会地である今泉村字土井侍(松)谷の山間を堰き止めるのが良いと判断する。そして三カ村に支障がないかを確認。三カ村は少しの異議もないという返答を書いて提出。こうして願いが聞き届けられ、溜井の造成に取り掛かる準備が整う。

しかしその後、費用面で問題が起き延期を余儀なくされたようで、この為、以降も日照りにより作物が実らず、徐々に困窮に陥り立ち行かなくなったと記している。そこで今回、村役人達が集まり相談しあったところ、以前に見分済みの場所をべ切、溜井を造営したいので、再び許可いただきたいと企願している。これが「溜井企願書写」の内容である。

(3) 「溜井規定書」(岩瀬村鈴木家文書)(写真版:近代史資料室所蔵)

((注) 映像:古文書「溜井規定書」を映し出す)

次に「溜井規定書」の内容を見ていく。前半は「溜井企願書」と同じ内容が書かれ、「就而者溜井出来之上者」以降に溜井の規定内容が書かれている。規定内容によると、秋彼岸より翌春の彼岸まで用水不要の時期に溜井へ十分貯え置き、溜井の栓を抜き上げると、それまで用水の為に貯え置いた水の四分を岩瀬村、六分を大船村のものと定めている。これは、村の田畑の面積の違いによる配分だと考えられる。

(※明治九年に編纂された「皇国地誌」(横浜市文化財調査研究会)によると、岩瀬村の田は四十町六歩に対して、大船村の田は五十六町四段二畝十二歩と記され、およそ 4:6 だったことがわかる)。

そして分水の際は両村立ち合いとし、田畑に水が行き渡ったならば、岩瀬村が堰を速やかに切り、水の流れを砂押川に戻した。また春彼岸より秋彼岸までは溜井の栓は、一旦抜くと栓はせず、抜き放しておくことを決めている。ただし大雨や雨天によって水が沢山になった場合は、村役人一同で話し合い、臨機応変に対応するとしている。

(4) 三カ村連名とはいえ、今泉村の名が出てこない。

こうして溜井造営の規定が定められ、企願書がと届けられた。しかし、連印に承認印を押印している今泉村は文中の規定書にまったく登場しない。これは今泉村が山間部にあり、耕地面積も少なく水不足の懸念が無かったからだった。それではなぜ今泉村は溜井企願と規定書に承認したのか？鎌倉市史近代編には、今泉村はもし堰が切れたら池の水で村が水浸しになってしまうので反対していると記している。そこで次に今泉村側の史料から、承認に至った経緯を確認していく。

(5) 今泉村側の史料「秣場一件私記」(称名寺所蔵文書)(写真版：近代史資料室所蔵)

((注) 映像：古文書「秣場一件私記」を映し出す)

「秣場一件私記」原本の所在は不明だが、鎌倉市中央図書館近代史資料室の称名寺所蔵文書に写真版が残されている。書いたのは今泉村の小泉主という人物で、貫達人氏が鎌倉文化研究会の雑誌「鎌倉18」の史料紹介で翻刻文を載せている。

ここで貫氏は本書について、「今泉村の三カ村入会地における幕末から明治初期に用水池・開拓を行う経緯が当事者目線で記述されている貴重な史料として紹介した」と述べられている。この説明に補足するならば、私は、本書の目的は用水池・開拓を行ういきさつを単に述べたものではなく、今泉村の三カ村入会地が一旦、明治政府に収公（官有地）され、他人も参加が可能な入札・払い下げという、村持ちの土地に対する扱いの変化が、共同利用を続けてきた在地の危機となり、江戸時代からの村の成り立ちまで遡り、今に至る正当性を主張するため記録の必要性が生じ、書かれたものだと捉えている。

(6) 「秣場一件私記」からわかる溜井造成までの経緯

この「秣場一件私記」には、溜池造成時のいきさつが詳しく書かれている。

「秣場一件私記」ではまず大船村と岩瀬村が、溜井を入会地（秣場）へ築きたいと役場に願い出たという。そして鎌倉郡惣代梅澤与次右衛門に頼み入り度々見分がおこなわれ、はじめに両村は、称名寺の滝の奥にあたる外ヶ久保・沢見辺りを考え、周辺を清掃していた。今泉村はその度に出会、迷惑を被っていたと記す。

その後、領主細川越中守代官青木氏の御見分の折に、梅澤氏から是非とも今泉村を案内してほしいと頼まれ、今泉村の重兵衛が案内している。そして外ヶ久保・沢見辺りの場所を案内した際、あまりよろしく無いとなり、土井松谷戸へ向かった所、ここに作るようにと青木氏から仰せ付けられ、土井松谷戸に決まったという。

このように「秣場一件私記」には「溜井企願書」や「溜井規定書」からは見えてこない、ただ単純に溜井が築かれたというわけではない当時のやりとりが窺える。

そして御役人よりこの溜井は三カ村の用水になるのか？というお尋ねがあり、重兵衛はこの溜井は岩瀬村と大船村の用水のみで、今泉村にとってまったく用に立たない旨を申し上げたと記している。「右場所之儀者、両村之用水分已ニて私村方ニ而者、一向用立不申旨申上候」。

ではなぜ調印したのかと聞かれ、今泉村は調印の謂れは無いと申した。しかし梅澤与次右衛門よりそれは困るのでなんとか調印してほしいと懇願され、郡中取締役のお頼みなら仕方なく調印したと書かれている。

ここから今泉村側は、郡中総代梅澤与次右衛門の要請であれば断り切れず、やむなく承認したことがわかる。

ここまでの内容から、なぜ今泉村に他村の灌漑用水があるのかが、断片的に残る地域の古文書を通して見えてきた。そこには広域的な調整と村の力関係があったといえる。

小 結

以上が造営前の経緯となる。その後、溜井造営は始まったと考えられているが、造営中の史料を確認することができなかった。しかし大船村鈴木家文書に「溜井築立諸懸り精算勘定之願」（鎌倉市史近代通史編p72）が残されており、溜井の普請にかかった費用の取り立てをめぐって、大船村が負担すべき金額よりも多く徴収されたという訴えが起こされている。ここからすでに明治初期に溜井が完成し、費用を精算されている事がわかるので、元治元年に提出された「溜井企願書」と「溜井規定書」は、承認された後、速やかに溜井の築留普請がおこなわれたと考えていた。

（注：ここまでは本報告に向けて、先月はじめの時点でわかっていた内容をまとめたものである）。

しかし 11 月初旬、玉縄歴史の会会員栗田氏より、なぜ岩瀬村が溜井を必要としたのかがわかる記録（＝「岩瀬村の明細書上帳」）と溜井普請の記録（＝「溜井普請差副帳」・「溜井小破人足差副帳」）が見つかったという連絡を頂戴した。そこにはこれまでわかっていた溜井造成の様子が書かれていたので、次にこの新出史料から溜池の景観を蘇らせてみたい。

3. 新たに見つかった溜池造成時の史料

(1) 岩瀬村がなぜ溜井を必要としていたのか？本当の理由。

「溜井企願書」には溜井を必要とした理由は、「天水（雨水）に頼っているので、日照りによる損害を受けやすかった」と記されていた。今回見つかった岩瀬村の「明細書上帳」（嘉永七年八月・万延元年四月・文久三年十月・慶応三年六月・明治三年三月）を並べてみると、嘉永七月八月分には「砂押川の水を堰場という場所で堰き止め、ここから漏れ出る水は砂押という場所で堰上げて用水にしてきたという（つまり二つの堰場があった）。しかし砂押川の堰場は大雨の度に川底が深く掘られ、堰として利用できない状態だと記している。だから堰場の堰一箇所でも用水を仕立てているが、天候によって早損（※7）に陥っていると書いている。また村内に溜池は一箇所も無く、早損場所として「字離山・立ノ内・嶋合」の三か所を挙げている。万延元年・文久元年・慶応三年もほぼ同内容で、明治三年三月分には「溜井壺ヶ所」と記され、「大船村と岩瀬村の自普請」によって、入会地に灌漑用水を築いたと書かれている。ここから溜井造営の理由は、砂押川の堰が機能せず早損勝ちの場所が出てきたので、これに対処するものだった。そして慶応三年（1867）七月から明治三年（1870）三月の間に完成したことが確認できる。

(2) 溜井造成に関する史料「溜井普請差副帳」・「溜井小破人足差副帳」

（※ 映像：古文書「溜井普請差副帳」・「溜井小破人足差副帳」を映し出す）

次に溜井造成に関する史料に移る。「溜井普請差副帳」は、元治元年九月から翌四月二十七日までの溜井普請について書かれた記録である。この史料から元治元年五月に佐倉藩の天津陣屋に届けられた企願は承認され、すぐに溜井の造成に取り掛かった事がわかった。そして元治二年（1865）四月には「溜井破損」という記載があり、溜井はある程度出来たが、破損が見られたため、補修を行っていた事もわかる。さらにもう一つの史料「溜井小破人足差副帳」（慶応元年十一月）（1865）では、同年十一月に早くも補修工事がおこなわれている。慶応三年（1867）の岩瀬村明細書には未だ溜井の存在は書かれていないので、元治二年（1865）に取り掛かった溜井の造成は、一旦は出来たが、しばらく用水としては使えなかったことがわかった（このことが溜井の完成した年がいまいち定かでない一因かもしれない）。

以上、先月紹介して頂いた史料から溜井造成の理由と造成開始の年が朧気ながら蘇ってきた。

4. 溜池の運用とその記録

(1) 「溜池分水日記」から見る溜池利用の様子

(※ 映像：古文書「溜池分水日記」を映し出す)

昨年（令和二年三月）、同じく栗田氏より「溜池分水日記」という史料が残っていたというお話をいただき、原本のコピーを頂戴した。早速、内容を読んでみると、岩瀬村と大船村の用水に関するやりとりが記るされていた。そこでここからは溜井の利用状況を考察していく。

「溜池分水日記」の形態は、A4判横原稿用紙に縦書き、表紙と21枚の本文から成り、表紙には「明治十九年五月（栗田源左衛門控）と明記されている。本文を読むと明治二十年・二十一年の内容も含まれており、年々書き足されたのか、ある時期に控えとしてまとめて書き写したものかはわからない。しかし、毎年、表紙は作ったと思われるので、ある時期にまとめて書き写したものと推測している。控えを作成した理由はよくわからないが、溜池の利用について書かれた史料を他に私は見たことが無いので、貴重な記録だと思っている。

さてこの「溜池分水日記」によって、溜池は造成前に定められた「溜井規定書」の通り、秋彼岸から春彼岸まで堰き留められ、それ以外の時期は一度栓を抜くと、栓は戻さず抜き放しにされ、岩瀬村と大船村の農業用水として利用されていた内容が明らかとなった。また両村の名主が定使をもって栓を抜く日にちやどのくらいの水量を流すのかという判断を、村内の様子を見分しながら決断していた様子。さらに堰切払・立・横堀・水口・分水という用語から、溜池の水をどのように両村へ配分・管理・運用していたのか？という当溜池の利用状況に関する重要な景観が見えてきた。

(★ 講師は「古文書を読むことは薄皮をめくっていく作業です。深く読むことにより、今に繋がる話題を見つけることが出来る」と古文書を読み解く意義を説明しました。)

(2) 「溜池分水日記」に記された明治19年度・20年度・21年度の比較

ここでは「溜池分水日記」三年度分を簡単に比較してみる。

- まず明治 19 年は、
- * 6/23 立樋が不通で両村立ち合いのもと、通し直しをする記録からはじまる。
- * 6/24 横樋と堀を修繕。 * 7/8 両村立ち合いのもと、はじめて溜井の栓を抜き分水。
- * 7/13 この年は「水が払底」と記されている。
- * 7/16 雨乞。そして翌日の記事をもって、この年の記録は終わっている。
- 次に明治 20 年は、
- * 3/12 立樋を修繕。 * 7/23 大船村が溜井の栓を三本抜く。
- * 7/27 岩瀬村が次の栓を一本抜く。 * 7/29 岩瀬村がさらに次の栓を一本抜く。
- * 7/30 さらに一本栓を抜く。この日の記録には午前 10 時に栓を抜き、(正午) 12 時に水が来たと書いている。分水は水口、大明神と記されている。 * 8/2 何分、水深にて栓抜きかねると記す。
- * 8/3 午前 10 時に栓を抜き、正午 12 時に分水し全て大船村へ流す。
- * 8/4 用水の儀、安心と記し、この年の記録を終える。
- 最後に明治 21 年は、
- * 3/12—4/5 立樋が損じて水が溜らず。
- * 7/17 溜井の栓抜き打ち合わせ。田面に水がある内なら水のまわり方も良いと議員集会にて決定。
- * 7/18 栓抜き (三本)。 * 8/10 二本の栓を抜く。
- * 8/13 二本抜くつもりが一本しか抜けず。
- * 8/18 一本抜く。大船村と岩瀬村で用水をめぐるやりとり。
- * 9/4 溜井に栓を打ち、この年の記録が終る。

以上、三ヶ年の記録から、まず立樋の点検からはじまり七月に村々の田の様子から栓抜きを検討し、給水している。水は溜池の栓を抜いてから、およそ二時間後に岩瀬村の堰場へ到着し、そこから分水していることがわかった。また必要に応じて一気に三本の栓を抜く事あれば、一本だけの場合もあった。そして岩瀬村に流す際は堰場の堰を留め、大船村へ流す時は岩瀬村の堰場の堰を切払い、水をコントロールした。そして用水の必要性がなくなった日をもって記録を終えている。これらの記録より、岩瀬村・大船村から遠く離れた山間の溜池を、農業用水として利用する当時の真剣で、迫力のあるやりとりが蘇ってきた。

(3) その他にも色々な情報が!!

「溜池分水日記」には、両村の立場やトラブルなど興味深い内容も書かれている。例えば毎年のように大船村から用水について突然に栓を抜いて欲しいという要望が持ち込まれ、対応に苦慮する様子が窺える。それから「溜池分水日記」に登場する人物も豊富で、人名や役割・上下関係などから、当時の両村の状況を断片的ながら知ることができる。こうした部分も「溜池分水日記」の史料価値だと考える。

(★ 講師は「溜池分水日記」について「一つのテーマで毎日記録をとった。一つのつながりとして内容を理解でき記録には、感情が入っていない、事実のみ記載し、公開されてもいい内容です。名主の仕事だったのだと思います。3年分だけ書き直したのでしょうか。記録を整理したのでしょうか。春彼岸から秋彼岸まで記録をとっている」と日記の特徴を説明しました。)

『～結び～』

以上、身近な「地域の古文書を読む」ことで、「川がつなぐ三か村」「山がつなぐ三か村」という今泉地域の特質と、そこに築かれた溜池の歴史が見えてきた。溜池の造られた場所である入会地は、当時の暮らしと村々の成り立ちが絡む複雑な問題を抱えている。今回報告した「溜池」はこの入会地を利用して造成計画が立てられたもので、本質的には、この入会地の研究と深く関わる。

「入会地の研究」については、今後の調査・報告に関心を持ち続けたい。

【栗田洋二氏の史（資）料説明】

続いて、講師から「本日の講座テーマに関する岩瀬村の様子がわかる絵図やご自分で作成された地図を栗田洋二さんが提供してくださいました」と栗田洋二氏と会場のグリーンボードに掲示した史（資）料の紹介があり、栗田氏が講演の中で取り上げられた地名や堰場の位置を、地図上に指しながら説明されました。

【平田恵美氏の結びの挨拶】

平田氏は「浮田さんが講演で取り上げました「秣場一件私記」、「溜池分水日記」は、古文書の会でも少しずつですが、解説を始めています。古文書はなかなか難しいところもありますが、読めたときの喜びはひとしおです。今後とも、古文書の会では、勉強を続けたいと思います。興味ある方は是非、参加してください」と最後に挨拶されました。

.....

(参考1) ◆ 公開講座配布資料 <1> 「地域の古文書を読む ～鎌倉郡今泉村の溜池について～」 A4判10頁・10枚

<2> 映像資料 (<1>、<2>を以後、「配付資料」とする)。

◆ 資（史）料提供・説明 ～ 栗田洋二氏（玉縄歴史の会・同古文書の会 会員）

(参考2) ◆ 新型コロナウイルス感染防止対策の基本（マスクの着用、手指消毒、検温、席の間隔確保、会場内の換気）を徹底して、開催された。

(参考3) ◆(※1) 散在ヶ池(散在ガ池森林公園): <1>鎌倉湖とも呼ばれる散座ヶ池と、その周辺 2.4 km の散策路があり、自然がそのまま残されています。春には池の周りの桜がきれいに咲きます。鴨などの野鳥を多くみることが出来ます。安政

(1854~1859) の頃、この地域を裏今泉と称し、すべて今泉山称名寺(弘法大師僧空海が創建したと伝えられる不動堂の別当時)の持山で、江戸末期の住職がこの域を大船、岩瀬、今泉の3部落に無償で分与していたため、この山を『散在の山』と呼ぶようになったと伝えられています。明治2年(1869)当時この地域を統轄していた小菅谷(現在の横浜市栄区)の代官(名主)梅澤与

(興)次(二)右衛門が、岩瀬・今泉の部落有志を集め灌漑用水池(長さ70m、幅5.5m土堰堤)を築造しました。『散在の山中にある池』ということで、『散在池(サンザイケ)』と称され今日に至っています。昭和32年に大船土地改良区(代表市川治朗)が結成され『散在ヶ池』の改修(堤高13.3m、堤長56.5mの土堰堤)を行い、昭和34年に完成しました。その後、昭和42年~43年(1967~1968)にかけて宅地造成があり、調整池として機能整備が整えられました(鎌倉市HP(散在ガ森林公園の紹介))。<2> 別に鎌倉湖というのは昭和27年頃につけられた観光用の呼称である。「散在」とは1筆ごとのいくつかの耕地が集まって成立している土地とか無税の開墾地のことをいう。砂押(すなおし)川の上流である滝ノ入と吉ヶ沢の谷間をせき止め、幕末から明治初年にかけて造営された農業用水池である。この地域は、もと今泉・岩瀬・大船3か村の人々が馬の秣(まぐさ)を刈る入会地で、今泉村字土井侍谷という場所であった。溜池が造られ岩瀬村はもとより、大船千石といわれた大船村の穀倉地帯が潤ったのである。なお、溜池(鎌倉湖)の周辺は昭和57年から「散在ガ池森林公園」として面目を一新した。これは自然を生かした憩いの場所として整備されたのである(『角川日本地名大辞典14 神奈川県』昭和59年・角川書店)。

◆(※2) 満濃池(まんのういけ): <1>香川県仲多度郡まんのう町の南西部に位置する。<2>元来、「まんのうのいけ」と呼んでいたが現在は、「まんのういけ」とよばれる。万農池とも記し、また十千池(とちのいけ~万を分解して十千と)と称した。<3> 大きさは日本最大級でオリンピックプール6,160杯分に相当する貯水量。<4>●701~704年(大宝年間)讃岐の国守・道守朝臣による築造されたとの伝承がある(真偽は定かでない)。●821年(弘仁12年)から3年かけて弘法大師空海を造池別当に任じ修造を完成した。その後、決壊と修復の歴史をたどり、昭和16~34年のかさ上げ工事、満濃池導水路の完成により、丸亀平野の農業用水不足は解消された。●2016年に四国初の国際かんがい排水委員会による「世界かんがい施設遺産」に登録決定。●2019年(令和元年)10月16日 国の名勝に指定。◆(※3) 満濃池のゆる(ユル)抜き:江戸時代以前から行われている行事で、讃岐平野の本格的な田植えシーズンの到来を告げるイベントとして、毎年6月中旬に行われる。池の取水栓である「ゆる(ユル)」を抜くことを「ゆる(ユル)抜き」といい、讃岐の夏の風物詩となっている。かつては威勢の良い男性が池に飛び込んで、木製のゆる(ユル)を力まかせに抜いていた。毎年6月中旬、農業関係者が多数つめかけて、神事が行われ、毎秒4立方メートルの農業用水が勢いよく放出されている。堤防上に多くの見物人が押しかけ、この日を境にして丸亀平野では一斉に田植えが始まる(以上の(※2・3)~『国史大辞典 第12巻』・亀田隆之執筆・平成4年 吉川弘文館。香川県・香川県まんのう町「まんのう元気プロジェクト」HP、『角川日本地名大辞典37 香川県』昭和60年・角川書店)。

◆(※4)『レキシノワ』創刊:『レキシノワ』はスタディサークルツーリズムという歴史を楽しく学ぶための活動を目的として年4回(3月/6月/9月/12月)発行の小冊子(2021年12月1日発行(『レキシノワ』vol5。))。

(※5) 研究活動:「レキシノワ」Facebook(サイト <http://rekisinowa.com/>)。

(※6) 相論:自己の言い分を主張しあうこと。言い争うこと、また紛争すること。特に、土地に関して両当事者がおのおのの権利を主張すること。訴訟して争うこと(『日本国語大辞典 第二版 第八巻 2001年 小学館』)。

(※7) 散在ヶ池森林公園内案内板全文:「江戸、明治の時代、今の、大船、岩瀬の、一帯は大船千石という大水田が広がっていました。しかし、その水田に必要な水は近くの砂押川だけしかなく、雨の少ない年など水争いが多くあったようです。明治二年小菅谷村の名主、梅澤与次右エ門という人が耕地用水の確保のため、岩瀬村の栗田源左エ門と話し合い当時、参勤交代などで江戸にのぼる大名の馬の草刈り場として、今泉、岩瀬、大船3か村に分散開放されていた称名寺の山(入会林)の谷あい、土俵などで堰をつくり水をためたのが散在ガ池です。散在ヶ池という名は、3か村の持山がこの辺りに分散して在ったため、名づけられたものです。また、当時の池は小さく、その後も水争いが絶えなかったため、昭和に入って大船、岩瀬、の水利組合が改めて造り直したものです。なお、この池は当時から湧水が多く、中心辺りは急に深くなっているため、むかしから子供の水死事故が多く、近くの部落では、「神次(しんじ)の話」という悲話をつくって、子供たちがこの池にちかづかないようにしていたそうです」。

(※8) 旱損:ひでりによる田畑の損害。(『日本国語大辞典 第二版 第三巻』2001年 小学館)。

(注) この「会の活動記録」は、講師講演と講師執筆配付資料、鎌倉市・香川県HP等を基にまとめました。